

○長生村自主防災組織育成補助金交付要綱

平成24年3月28日

告示第28号

改正 平成25年3月11日告示第12号

平成27年6月25日告示第36号

平成30年12月4日告示第35号

令和2年3月24日告示第5号

令和3年11月1日告示第42号

(趣旨)

第1条 村長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、予算の範囲内において、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第1号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に行政区等を単位として結成する組織をいう。

(資機材等補助金)

第3条 村長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の購入に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、過去10年以内に交付を受けたことがある自主防災組織を除く。

2 資機材等補助金の対象となる資機材等は、別表に掲げるとおりとする。

(資機材等補助金の額)

第4条 資機材等補助金の額は、200,000円に、資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織を構成する世帯の数に1,500円を乗じて得た額を加えた額又は資機材等を購入するために徴した見積書の額のいずれかの低い額とし、500,000円を限度とする。

(資機材等補助金交付の申請)

第5条 資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、長生村自主防災組織資機材等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 組織及び任務分担

- (4) 資機材等購入見積書
- (5) 自主防災組織加入世帯名簿

(資機材等補助金交付決定の通知)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、長生村自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

(資機材等補助金交付の条件)

第7条 村長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
- (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度1回以上行うこと。
- (3) 資機材等の修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。

(資機材等補助金変更の申請)

第8条 第6条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長生村自主防災組織資機材等補助金変更申請書（別記第3号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

(資機材等補助金変更の承認)

第9条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、長生村自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(資機材等補助金実績報告)

第10条 資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに長生村自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 収支決算書

(資機材等補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、資機材等補助金の額を確定し、長生村自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

（資機材等補助金の交付等）

第12条 前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体は、長生村自主防災組織資機材等補助金交付請求書（別記第7号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。

3 村長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。

4 資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、長生村自主防災組織資機材等補助金概算払請求書（別記第8号様式）を村長に提出しなければならない。

5 第3項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

（資機材等補助金の返還）

第13条 村長は、資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。

(2) 資機材等補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

（活動補助金）

第14条 村長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。

（活動補助金の額等）

第15条 活動補助金の額は、1自主防災組織につき10,000円に、当該自主防災組織を構成する世帯の数に200円を乗じて得た額を加えた額とし、毎年度1回交付する。

（活動補助金交付の申請）

第16条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、長生村自主防

災組織活動補助金交付申請書（別記第9号様式）を村長に提出しなければならない。

（活動補助金交付決定の通知）

第17条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を精査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、長生村自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（別記第10号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（活動補助金交付の条件）

第18条 村長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
- (2) 防災訓練を毎年度1回以上実施すること。

（活動補助金変更の申請）

第19条 第17条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「活動補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、長生村自主防災組織活動補助金変更申請書（別記第11号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（活動補助金変更の承認）

第20条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、長生村自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書（別記第12号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（活動補助金実績報告）

第21条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、長生村自主防災組織活動補助金実績報告書（別記第13号様式）を次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織主催による防災訓練の参加者名簿
- (2) 自主防災組織主催による防災訓練の結果概要

（活動補助金の額の確定）

第22条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、長生村自主防災組織活動補助金交付額確定通知書（別記第14号様式）により活動補助金交付団体に通

知するものとする。

(活動補助金の交付)

第23条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、長生村自主防災組織活動補助金交付請求書（別記第15号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

(活動補助金の返還)

第24条 村長は、活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。

(2) 活動補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(活動補助金の交付に係る特例)

2 第14条の規定の適用については、平成24年3月31日までに設置された自主防災組織に限り、同条中「設置後」とあるのは「平成24年4月1日から」とする。

(長生村自主防災組織設置助成要綱の廃止)

3 長生村自主防災組織設置助成要綱（平成20年長生村告示第17号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月11日告示第12号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年12月4日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第5号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月1日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表

区分	補助対象資機材等の種類
救助用、救命用及び避難用の資機材	ツルハシ、バール、スコップ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、鉄線バサミ、救命ロープ、ビニールシート、ヘルメット、腕章、強力ライト、鍋、釜、炊飯セット、ろ過器又は浄水器、発電機、投光器、コードリール、ハシゴ、脚立、ノコギリ、一輪車、リヤカー、避難所表示板、簡易トイレ、毛布、担架、車いす、AED、救急薬品その他村長が認めるもの
情報収集用及び伝達用の資機材	トランシーバー、無線機、拡声器、非常用ラジオその他村長が認めるもの
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、組立水槽、バケツその他村長が認めるもの

別記第1号様式(第5条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号



長生村自主防災組織資機材等補助金交付申請書

長生村自主防災組織資機材等補助金の交付を受けたいので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 自主防災組織設立年月日 年 月 日
- 2 資機材等補助金交付申請額 金 円
- 3 購入する資機材等の内容
- 4 資機材等の購入予定日 年 月 日
- 5 添付書類

別記第2号様式(第6条関係)

長総指令第 号
年 月 日

様

長生村長



長生村自主防災組織資機材等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました長生村自主防災組織資機材等補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 決定事項 交付 不交付
- 2 資機材等補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
 - (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度1回以上行うこと。
 - (3) 資機材等にかかる修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。
- 4 不交付の理由

別記第3号様式(第8条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号

㊞

長生村自主防災組織資機材等補助金変更申請書

年 月 日付け長総指令第 号により交付決定のありました長生村自主防災組織資機材等補助金について、下記のとおり変更したいので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

2 変更内容

3 添付書類

別記第4号様式(第9条関係)

長総指令第 号
年 月 日

様

長生村長

印

長生村自主防災組織資機材等補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました長生村自主防災組織資機材等補助金の
変更については、下記のとおり決定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要
綱第9条の規定により通知します。

- | | 承認 | 不承認 |
|---|----|-----|
| 1 決定事項 | | |
| 2 変更後の資機材等補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 交付条件 | | |
| (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。 | | |
| (2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度1回以上行うこと。 | | |
| (3) 資機材等に係る修理、補充、交換等は、自主防災組織の負担により行うこと。 | | |
| 4 不承認の理由 | | |

別記第5号様式(第10条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号

㊟

長生村自主防災組織資機材等補助金実績報告書

年 月 日付け長総指令第 号により交付決定のありました長生村自主防災組織資機材等補助金に係る資機材等の購入を下記のとおり実施しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 実 績

資機材等の購入完了年月日	年	月	日
資機材等購入金額	金		円
資機材等補助金交付決定額	金		円
資機材等補助金既交付額	金		円
精 算 額	金		円

2 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 自主防災組織収支決算書

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

長総達第 号
年 月 日

様

長生村長



長生村自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった長生村自主防災組織資機材等補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

別記第7号様式(第12条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号

㊟

長生村自主防災組織資機材等補助金交付請求書

年 月 日付け長総達第 号で確定のあつた長生村自主防災組織資機材等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 目	普通 当座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義 人	

別記第8号様式(第12条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号



長生村自主防災組織資機材等補助金概算払請求書

年 月 日付け長総指令第 号で交付決定のあつた長生村自主防災組織
資機材等補助金について、下記のとおり概算払の請求をします。

記

1 概算払請求額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
預 金 種 目	普通 当座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義 人	

別記第9号様式(第16条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号



長生村自主防災組織活動補助金交付申請書

長生村自主防災組織活動補助金の交付を受けたいので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 活動補助金交付申請額 金 円

2 概要

自主防災組織の概要	設立年月日	年 月 日
	加入世帯数	世帯
訓練概要	実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	実施場所	
	訓練内容	
	参加世帯	世帯

別記第10号様式(第17条関係)

長総指令第 号
年 月 日

様

長生村長 印

長生村自主防災組織活動補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました長生村自主防災組織活動補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

記

- 1 決定事項 交付 不交付
- 2 活動補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
 - (2) 防災訓練を毎年度1回以上実施すること。
- 4 不交付の理由

別記第11号様式(第19条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号

㊟

長生村自主防災組織活動補助金変更申請書

年 月 日付け長総指令第 号により交付決定のありました長生村自主防災組織活動補助金について、下記のとおり変更したいので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第19条の規定により申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更内容

別記第12号様式(第20条関係)

長総指令第 号
年 月 日

様

長生村長



長生村自主防災組織活動補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました長生村自主防災組織活動補助金の変更については、下記のとおり決定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第20条の規定により通知します。

記

- 1 決定事項 承認 不承認
- 2 変更後の活動補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 自主防災組織の代表者は組織の育成及び充実に努めること。
 - (2) 防災訓練を毎年度1回以上実施すること。
- 4 不承認の理由

別記第13号様式(第21条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号



長生村自主防災組織活動補助金実績報告書

年 月 日付け長総指令第 号により交付決定のありました長生村自主防災組織活動補助金に係る防災訓練を下記のとおり実施しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第21条の規定により報告します。

記

実 績

自主防災組織の概要	設 立 年 月 日	年 月 日
	加 入 世 帯 数	世帯
訓 練 概 要	実 施 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	実 施 場 所	
	訓 練 内 容	
	参 加 世 帯	世帯

別記第 14 号様式(第 22 条関係)

長総達第 号
年 月 日

様

長生村長



長生村自主防災組織活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった長生村自主防災組織活動補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、長生村自主防災組織育成補助金交付要綱第22条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

別記第15号様式(第23条関係)

年 月 日

長生村長 様

自主防災組織名

住 所

代表者 氏 名

電話番号



長生村自主防災組織活動補助金交付請求書

年 月 日付け長総達第 号で確定のあつた長生村自主防災組織活動補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
預金種目	普通 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

別記第1号様式（第5条関係）
別記第2号様式（第6条関係）
別記第3号様式（第8条関係）
別記第4号様式（第9条関係）
別記第5号様式（第10条関係）
別記第6号様式（第11条関係）
別記第7号様式（第12条関係）
別記第8号様式（第12条関係）
別記第9号様式（第16条関係）
別記第10号様式（第17条関係）
別記第11号様式（第19条関係）
別記第12号様式（第20条関係）
別記第13号様式（第21条関係）
別記第14号様式（第22条関係）
別記第15号様式（第23条関係）